

岡山大学教育学部附属特別支援学校 P T A 細則

岡山大学教育学部附属特別支援学校 P T A

(目的)

第1条 岡山大学教育学部附属特別支援学校 P T A 会則第 13 条の規定に基づき、事業実施及び運営に必要な事項を定める。

(事業部)

第2条 会の事業を行うための部及び所轄事項を次のとおり定める。

執行部 ・目的を同じくする関係団体との協調に関すること
・会員相互の研修、親睦の計画、実施に関すること
・会員相互のための機関誌などの発行に関すること

任意の役員 ・児童生徒の生活指導に関すること
・教育環境の改善、整備、充実に関すること
・会員相互の研修、親睦の計画、実施に関すること

- 1 小学部、中学部、高等部で独自に事業を行うときには、会長の了解を得て行う。
- 2 その他、任意の事業を行うときには、会著の了承を得て行う。

(活動に係る交通費)

第3条 会の活動に係る交通費は次のとおり、本会計より支給される。

- 一 公共交通機関利用の場合は、実費額を支給とする。
- 二 自家用車利用の場合は、燃料費として1kmあたり15円を支給する。
- 三 駐車料金は、実費額を支給とする。

(慶弔関係)

第4条 会員に慶弔禍福のあったときには、次の金額を贈る。

- | | | |
|-----------|-----------------|---------|
| 一 保護者のとき | 死亡のとき | 10,000円 |
| | 傷病のとき(2週間以上の入院) | 5,000円 |
| 二 教職員のとき | 結婚のとき | 5,000円 |
| | 死亡のとき | 10,000円 |
| | 傷病のとき(2週間以上の入院) | 5,000円 |
| 三 児童生徒のとき | 傷病のとき(2週間以上の入院) | 3,000円 |

- 2 教職員に転・退職があったときには、次の算定による金額を贈り、会として別に徴収しない。

1年未満 3,000円(2年を超える年数については、1年について1,000円加算する)。

- 3 児童生徒の卒業のときは、教育配慮に基づいた記念品を贈る。
- 4 特別祝賀・災害のあったときは、関係者の合議によって決める。

附 則

- 1 この附則は、平成24年5月10日に制定し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 事業部設置に関する細則(昭和48年4月承認)及び会員の慶弔禍福に関する細則(昭和56年6月1日承認)は廃止する。
- 3 平成25年4月1日一部改正
- 4 平成30年5月10日一部改正
- 5 令和元年5月9日一部改正
- 6 令和3年5月6日一部改正